

京 都 大 学 宇 治 お う ば く プ ラ ザ 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 プラザに、ホール、セミナー室、福利厚生施設（国立大学法人京都大学土地・建物長期貸付要領（平成16年4月1日財務担当理事裁定）第3条第1号により貸し付けを行うものをいう。以下同じ。）その他の施設を置く。</p> <p>2 前項の施設のうち、ホール及びセミナー室は、次の各号に掲げる行事に使用するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(施設の使用時間)</p> <p>第7条 <u>第3条第2項の施設</u>の使用時間は、午前9時から午後8時30分までとする。ただし、管理責任者が特に適当と認めた場合には、開館日以外の使用又は使用時間の延長を許可することがある。</p> <p>(施設の使用申請及び許可)</p> <p>第8条 <u>第3条第2項の施設</u>を使用する場合は、あらかじめ管理責任者にその使用を申請して、許可を受けなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 } 2 } (同 左) (1)～(3) }</p> <p>(施設の使用時間)</p> <p>第7条 <u>ホール及びセミナー室</u>の使用時間は、午前9時から午後8時30分までとする。ただし、管理責任者が特に適当と認めた場合には、開館日以外の使用又は使用時間の延長を許可することがある。</p> <p>(施設の使用申請及び許可)</p> <p>第8条 <u>ホール及びセミナー室</u>を使用する場合は、あらかじめ管理責任者にその使用を申請して、許可を受けなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、平成31年10月1日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に使用の許可を受けた平成31年10月1日以後の施設の使用については、なお従前の例によることができる。</p>

別表

京都大学宇治おうばくプラザ施設使用料

施設名	使用料（円）（1時間当たり）
ホール	<u>10,800</u>
セミナー室1	<u>2,000</u>
セミナー室2	<u>1,000</u>
セミナー室3	<u>1,000</u>
セミナー室4	<u>2,000</u>
セミナー室5	<u>2,000</u>

1～6（略）

別表

京都大学宇治おうばくプラザ施設使用料

施設名	使用料（円）（1時間当たり）
ホール	<u>11,000</u>
セミナー室1	<u>2,100</u>
セミナー室2	<u>1,100</u>
セミナー室3	<u>1,100</u>
セミナー室4	<u>2,100</u>
セミナー室5	<u>2,100</u>

1～6（同左）